

秋田市中高年齢労働者福祉センター（サンライフ秋田）

（単位：円）

区分		用途・概要等	利用料金									
			午前9時～午後0時30分 午後1時～午後4時30分			午後5時30分～午後9時			回数券11回			
			改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額	
教養施設	第一研修室	専用	95.35㎡	1,079	1,610	531	1,184	1,770	586	-	-	-
	第二研修室		45.25㎡	534	800	266	639	950	311	-	-	-
	講習室		53.28㎡	534	800	266	639	950	311	-	-	-
	第一クラブ室		36.48㎡	639	950	311	754	1,130	376	-	-	-
	第二クラブ室	個人	-	210	310	100	210	310	100	-	-	-
体育施設	体育館、プールおよびトレーニング室	個人	-	210	310	100	210	310	100	2,100	3,100	1,000
	スポーツサウナ		-	550	650	100	550	650	100	5,500	6,500	1,000

<参考(条例抜粋)>

11月1日から翌年の3月31日までの間に専用の区分の施設を利用する場合は、暖房の利用料金として、当該施設の利用料金の限度額の3割に相当する額を加算する。